公民館利用に関する使用料の基準　　（別表）　R8.4～

下記の通り、公民館利用の料金基準をもとに料金表を作成する。

1. 料金は時間制にする。
2. 区の付属機関及び隣組の公民館利用は無料とする。
3. 月謝を徴収している教室は、通常料金とする。
4. 対象者の年齢いかんに関わらず（高齢者や子ども等）取扱いに差を設けない。
5. 部屋代を全額免除するサークル、団体も活動の趣旨及び環境負荷を考慮し冷暖房（光熱費）を徴収する。
6. 市（行政）の使用の部屋代は、通常料金を徴収する。
7. ＰＴＡの使用については、通常料金を徴収、但し区と関係する懇談会等の使用は無料とする。
8. マンション住居者の使用について隣組会合は無料、以外の会合は通常料金とする。
9. 企業で区費を納めていないか若しくは営利目的の場合は通常料金とする。
10. 上記以外で公民館使用料の不明な場合は公民館長が調整し決定する。

以上の基準に基づき令和６年４月から実施する。

公民館使用料金基準表

1. 室別使用料

（１時間単位、単価：円）

	＜区内に住居する方＞		＜区外に住居する方＞ 通常料金	
	部屋代	冷暖房費	部屋代	冷暖房費
集会室	４００	３００	６００	３００
調理実習室	３００	２００	５００	２００
2F 洋室	４００	３００	６００	３００
上記以外（学習室・1F 洋室）	２００	２００	３００	２００

※夜間（18 時以降）借用及び利用については公民館長が調整する。

2. 備品貸出使用料金（部外貸出/日単位）

品　名	長　机	椅　子	テント	輪投げ	プロジェクター
金額　（円）	1 台	1 脚	1 張	1 セット	1 台
	200	100	1,500	100	500

※その他公民館使用の貸出できる備品については公民館長が調整する。

2. コピー使用料は、各サイズ/1 枚/白黒：10 円・カラー：30 円